

特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人WheeLog（以下「本法人」という。）が設定する特定資産の取扱いに関する基準を定め、本法人の定款第3条に定める事業を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(設定)

第2条 特定資産は、次に掲げる財産を財源として設定する。

- (1) 理事会で特定資産に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から特定資産とすることを指定して寄附された財産

(区分経理)

第3条 特定資産は、貸借対照表及び財産目録上、名称を付し投資その他の資産として、通常の資金と明確に区分して表示する。

(運用)

第4条 特定資産は、安全かつ確実な方法で管理・運用を行うものとする。

(繰入れ)

第5条 特定資産の繰入れは、理事会の議決を経て行うものとする。

(取崩し)

第6条 特定資産は、その目的のために、理事長の承認を経て、その全部または一部を取り崩すことができる。理事長は、特定資産の目的内取崩を行った場合は、理事会に報告をしなければならない。

2. 特定資産の目的外取崩を行う場合は、理事長は、取崩しが必要な理由を付して、理事会に付議し、その議決を得なければならない。

(規程の改廃)

第7条 規程の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(附則)

この規則は、令和3年3月31日から施行する。